

一般社団法人日本セパタクロー協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	①中長期計画として「Road to 2026アジア競技大会（愛知・名古屋）～中長期計画2021.4」を策定して当協会HP上(https://jstaf.jp/)に公開している。（2021.4～2027.3） ②策定にあたり理事、構成員から幅広く意見を募った。常務理事会を経て、2021年3月開催の理事会で承認を得ている。 ③現在の中長期計画が、2026年10月愛知・名古屋アジア競技大会終了後（2027.3）までなので、2030年、2034年のアジア大会を見据えて8年の中長期計画の基本計画を協議している。現状の課題や将来に向けて、各理事や各委員会委員、選手等の構成員から幅広く意見を聴取している最中である。 今後の予定：①2026年12月の第2回定例理事会にて審議（修正等）、 ②2027年3月の第3回定例理事会にて決議、③2027年4月にHPに公開 予定。		1.「中長期計画2021」 2.「2020年第3回理事会議事録（2021.3.28）」 3.「2025年第1回理事会議事録 （2025.6.14）」
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	①「Road to 2026アジア競技大会（愛知・名古屋）～中長期計画2021.4」を策定・公表し(https://jstaf.jp/)、その中で組織運営に関する中長期計画を立てている。人材採用・育成計画の詳細について下記の項目を柱に人材採用および育成計画を策定した。 ②事務局の機能アップ ●ボランティアである各委員会は意欲とスキルある委員を加えた。 ●有給職員の数で2024年度には1人以上を目指す。⇒達成 ●翌年に名古屋アジア大会を控える2025年度には有給職員数1.5人を目指す。手始めに2024年4月から会計担当に委託料を支給。 ③育成に関しては、財務、経営など幅広い分野での研修を企画していく。		1.「中長期計画2021」 2.「2020年第3回理事会議事録（2021.3.28）」 3.「2025年第1回理事会議事録 （2025.6.14）」
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	①「Road TO 2026アジア競技大会（愛知・名古屋）～中長期計画2021. 4」を策定・公表し(https://jstaf.jp/)、その中で財務の健全性確保に関する中長期計画を立てている。 ②登録会員の増加、また、クラウドファンディングを新たに企画したい。また、2026年愛知・名古屋アジア大会に向けて新規、大口スポンサー獲得に向けて積極的に活動することを、2023年6月の理事会で協議を行った。（2024年12月28.29日の全日本選手権大会にて大口スポンサー候補を招待している。）		1.「中長期計画2021」 2.「2020年第3回理事会議事録（2021.3.28）」 3.「2025年第1回理事会議事録（2025.6.14）」
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	①目標割合として、外部理事40%以上、女性理事40%以上を定めている。2022年6月の理事改選においては、外部理事の割合が43%（6/14名）、女性理事の割合が21%（3/14名）であったが、今回、2024年6月の改選では外部理事35.3%（6/17名）と減り、女性理事の割合は、23.5%となった。今後も目標割合を達成するため、執行部で協議を重ねて行く。 ②新役員には、学識経験者、医療関係者、他団体NF名誉会長、公務員等を理事に迎え、協会運営アドバイス等をもらい、多様な展開を考えていきたい。 ③また、「女性ワーキンググループ」と「デベロップメント委員会」を発展的に解消し、新たに「ダイバーシティ委員会」を立ち上げた。インティグリティ、ジェンダー問題等VUCA時代に対応できるようにしていく。		4. 「理事会名簿（2024.6-2026.6）」 5. 「協会組織図」 修正版4. 「理事会名簿（2024.6-2026.6）」 修正版5. 「協会組織図」
5	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	＊評議員制度は設けていない		
6	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	今後各委員会の議事録はやり取りの画像データではなく書面で保管する。		6.「アスリート委員会規程」 7.「協会委員会名簿 2024.6～2026.6」 8. 「第1回アスリート委員会議事録（2021年）」 9. 「アスリート委員会 LINE記録（議事録替わり）2025年」 50.「アスリート委員会 活動報告書」

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	①2024年6月の理事改選で理事を14名から17名に増やした。2026年愛知・名古屋アジア大会に向けて業務量が増えたことによるものである。その中で会長、副会長、専務・常務理事を配置し、毎週、金曜日の22時よりオンライン会議を開催して、意思決定の迅速化と議論の質向上・監督機能の強化を両立させている。理事会の規模は適正であり、理事の構成も多様であり、また、役割分担がなされており、理事会も年3回定例理事会を開催し、委員会報告、審議事項等活発な意見交換がなされ実効性が確保されている。（定款第38条 年2回以上）		4.「理事会名簿（2024.6-2026.6）」 10.「定款」
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	①役員選考規定に就任時の年齢制限を設けている。また、2024年（今年度）の役員改選で新陳代謝を図るべく若手役員を積極的に協会に迎え入れた。		11.「役員選考規程」
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	役員選考規程において、理事の在任期間を原則として10年を超えないことを定め、例外的に、I Fの役員である場合や、重要な国際大会に向けた競技力向上などのために不可欠である特別な事情がある場合には、10年を超えて2期（4年）までは延長も可能としている。※「役員選考規程」の理事の任期と在任年数等の記述部分を改訂中。		11.「役員選考規程」
			【例外措置または小規模団体配慮措置】2024年6月の理事改選で10年を超えて在任する役員が、4名となった。（2026年愛知名古屋アジア大会の開催で2023年から大会組織委員会との協議のため、会長、副会長、専務理事、常務理事1名がIFとNFとの交渉役、組織委員会のスポーツマネージャーに就任しており、継続性を持たせるために再就任をした。）小規模団体配慮措置を適用とする。ただし、任期が2026年6月までなので、それ以降は名誉会長、参与として愛知・名古屋アジア競技大会に関与する。2025年6月の定例社員総会にて定款の変更を決議した。		10.「定款」 12.「2025年定例社員総会議事録（2025.6.28）」 3.「2025年第1回理事会議事録（2025.6.14）」
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	2024年6月の役員改選時には、独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を行った。		11.「役員選考規程」 13.「役員選考委員会名簿」 14.「役員選考委員会議事録（2024年6月）」
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	倫理規程にて、役職員や会員が法令を遵守すべき旨を定めている。		15.「倫理規程」 最新版15.「倫理規程」を再提出
12	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	会員規程、一般会員登録規程、理事会規程、常務理事会規程、委員会運営規程等法人の運営に関して必要となる一般的な規程が整備されている。		16.「会員規程」 17.「登録規程」→削除 18.「一般会員登録規程」 19.「委員会運営規程」 20.「理事会規程」 21.「常務理事会規程」
13	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	内部通報・相談窓口規程、反社会的勢力対応規程、個人情報保護に関する規程、個人情報保護方針が整備されている。その他、組織運営に必要と考えられる規程については、随時、整備を行う予定である。		22.「反社会勢力対応規程」 23.「内部通報・相談窓口規程」 15.「倫理規定」 24.「処分規程」 25.「利益相反管理規程」 26.「利益相反ポリシー」
14	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	役員の報酬及び旅費については、定款及び役員旅費規程に係る定めがある。		10.「定款」 27.「役員旅費規程」
15	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款 第7章、第8章に本協会の基金、計算について定める他、寄附金取扱規程、助成交付に関する内規、委託業務報酬細則が存在し、法人の財産に関する規程を整備している。		28.「助成金交付に関する内規」 29.「寄附金取扱規程」 30.「委託業務報酬細則」

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
16	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	財政的基盤を整えるための規程として、会員規程、一般会員登録規程が存在する。		16.「会員規程」 17.「登録規程」→削除 18.「一般会員登録規程」
17	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	①全日本セバタクロー選手権大会および全日本セバタクロー・オープン選手権大会の2大会から強化指定選手・Uカテゴリー強化指定選手を選考する。（強化指定選手・Uカテゴリー強化指定選考に関する内規） ②年1回開催される世界選手権大会等の派遣選手選考は、上記から強化委員会が推薦し、理事会に諮り、決定する。 ③現在、セバタクロー競技の最高峰の大会はアジア競技大会であり、（アジア競技大会ごとに種目変更があるため）直近では2022年9月に開催であった「杭州アジア競技大会への選考基準を2021年12月の理事会で決定したが、2023年9月に延期になったため、新たに2022年12月の理事会にて再審議予定である。またチーム競技であるため、代表監督が存在し、（証憑書類24日本代表コーチ選任規程）監督が、強化指定選手の中から推薦し、強化委員会で審議承認⇒理事会で審議承認⇒日本代表選手として派遣という流れになっている。 ④「強化指定選手行動規範」および「強化指定選手の個人的活動・発信における「日本代表」の使用に関するガイドラインを設けている。また、選手の権利や保護に関する規程も整備している。		31.「日本代表ヘッドコーチ選任規程」 32.「強化指定選手・Uカテゴリー強化指定選考に関する規程」 2.「2020年度第3回理事会議事録」 33.「2022年杭州アジア大会 日本代表選手選考基準」 34.「2024年度国際大会における代表選手の選考基準」 35.「日本代表選手および強化指定選手行動規範」 36.強化指定選手の個人的活動・発信における「日本代表」の使用に関するガイドライン」 37.「強化・育成委員会の構成に関する内規」 38.「強化・育成委員会の役割・権限」
18	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	①公認審判員規程、審判員規程に関する事務局内規を定め、審判員の資格制度や、大会における公平かつ合理的な選考に関する規程は整備している。 ②同時に、2026年愛知・名古屋アジア競技大会に向けて、審判を育成する計画を実施している。 なお、I Fには国際審判員の資格があり、現在、国際審判員の資格を持つ者は、協会役員の中に2名、それ以外の審判員3名がいる。審判員に関する規程はあくまでも国際審判員等の有資格者に向けての規程であり、現在、国内の大会では大会参加選手たち自ら審判も行うことで大会運営が成り立っており、そうした有資格者でない審判員を対象とした規程ではない。		39.「公認審判員規程」 40.「審判員規程に関する事務局内規」 41.「審判の役割」
19	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	理事として公認会計士・税理士や弁護士資格を有する者がおり、規程の整備や法人運営、会計に関する事柄など、日常的に相談を行える体制を整えている。		4.「理事会名簿」 51.「弁護士 2024年度業務報告書」 53.54「弁護士との業務委託契約書」
20	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	倫理・コンプライアンス委員会が設置されていて、運営されている。また、倫理・コンプライアンス委員会には、女性の委員もメンバーに入っている。		19.「委員会運営規程」 7.「委員会名簿」 修正版15.「倫理規程」
21	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	倫理・コンプライアンス委員会には、弁護士、公認会計士、学識経験者を配置している。		7.「委員会名簿」
22	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	2024年度はJSCのコンテンツを視聴したうえで、弁護士である外部理事（倫理・コンプライアンス委員）が「補足で説明を行うという方法で実施。2025年度も実施する計画で進めている。		42.「2024年度役員コンプライアンス教育 概要＆役員感想文（抜粋）」
23	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	①2024年8月にオンデマンド方式で実施した。 ②また、毎年、アンチドーピング委員会委員によってコーチ・選手対象にドーピング教育がなされている。「2025年度インテグリティ研修会」へ選手・指導者ともに出席（9/25.10/2）		43.「選手＆指導者コンプライアンス教育概要」 44.「アンチドーピング活動報告書【12月全日本選手権大会時】」 45.「アンチドーピング教育報告書」
24	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	審判員を担っているのは基本的に選手であり、選手に対しては、2024年8月に実施した。		43.「選手＆指導者コンプライアンス教育概要」

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
25	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	理事に弁護士資格を有する者、理事、監事に税理士資格を有する者を配置するとともに、総務担当の事務局として、税理士事務所に所属する人材を配置しており、法律・税務・会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。		4.「理事会名簿」 53.54「弁護士との業務委託契約書」
26	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	財務・経理に関して経営コンサルタント、税理士事務所に所属する人材に理事、監事兼総務委員として会計全般を委託している。また、監事に税理士資格を有する者、企業で監査部門担当する者を選任し、業務運営全般に係る監査を受けて公正な会計原則を遵守している。		4.「理事会名簿」
27	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国や助成元における要項などの定めに沿って、適切に処理し、日本スポーツ振興センターやJOC助成元における使用のガイドラインを遵守し、日本スポーツ振興センターからは毎年、監査を受けている。		46.「各種補助金の交付決定通知書」
28	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	財務情報等について、事務所に備え置き法令に基づく開示を行っている。併せてホームページでも公開している。 http://jstaf.jp/「2024年度決算書」のHPへの公表が遅れているため、2025年9月末までに行う。		47.「2024年度決算書」 48.「2025年度予算書」 49.「協会HPの開示のページ」
29	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	①審査項目17と同じ ②HPに情報を開示している。強化指定選手、大会・試合 http://jstaf.jp/japan/japan.html 一部、公表できていない選手選考に関する規程があるため、全てを協会HP上で公表するようにする。		
30	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードの遵守状況（URL）のほか、大会の結果等も積極的にホームページに開示している。 http://jstaf.jp/game/game.html		
31	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	利益相反管理規程及び利益相反ポリシーを整備し、適切に運用している。		25.「利益相反管理規程」 26.「利益相反ポリシー」
32	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反管理規程及び利益相反ポリシーを整備し、適切に運用している。		25.「利益相反管理規程」 26.「利益相反ポリシー」
33	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	内部通報・相談窓口規程を整備し、同規程にて、相談員の守秘義務や情報管理の徹底、相談者の不利益取扱いの禁止などを定めている。また、内部通報・相談窓口は、ホームページ（URL）にて周知しているとともに、理事会やコンプライアンス研修等を通じて、通報が正当な行為であることの意識づけを行っている。」 https://jstaf-jp.ssl-xserver.jp/contact/		23.「内部通報・相談窓口規程」
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報制度の窓口は、外部理事である学識経験者が担当し、その後においても、弁護士等の外部理事を中心とした運用体制を整備している。		23.「内部通報・相談窓口規程」 24.「処分規程」
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	①懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を規程等によって定めている。（倫理規程第2条、第4条、第5条。処分規程第2条、第3条） ②懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を周知している。（処分規程第4条～第7条） ③処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを規程等に定めている。（処分規程第8条） ④処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程等に定めている。（処分規程第9条、第10条、第11条）		14.「倫理規定」 24.「処分規程」
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	倫理・コンプライアンス委員会が、事実調査や理事会への処分案の答申を行う役割を担っているところ、倫理・コンプライアンス委員会には、弁護士資格を有する外部理事や学識経験者である外部理事が委員に含まれており、中立性・専門性を有している。		6.「委員会名簿」 24.「処分規程」

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
37	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	NFにおける懲罰や代表選考等の紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。 また、JSAAへの申立期間について合理的ではない制限を設けていない。	24.「処分規程」
38	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	現状では、まだ処分事例はありませんが、処分がなされた場合には、スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知する運用を行います。（処分規程第9条5項）	24.「処分規程」 24.最新版「処分規定」
39	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	現在は、会長、副会長、専務・常務理事からなる執行部にて危機管理を行う体制となっているが、マニュアル等は整備されていない。2026年3月までに、マニュアルを整備する予定である。※「危機管理マニュアル」間もなく完成し提出予定。	
40	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年以内に不祥事が発生していないので、この項目は該当なし。	
41	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年以内に外部調査委員会を設置していないので、この項目は該当なし。	
42	〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	加盟団体規程を整備している。現状、加盟団体として、都道府県レベルの地方組織である北海道、愛知、大阪の3団体、学生会員で組織される学生連盟が存在する。各組織に対しては、担当理事あるいは事務局長が赴き、大会運営の手法、事業計画や予算計画の策定について、アドバイスをを行っている。また、必要に応じて、補助金の支給も行っている。	52.「規則5付属細則―団体の定義および加盟等手続き」
43	〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	普及・広報委員会の担当理事を中心に、各地方組織のイベントに積極的に参加し、その際に、NFの状況について情報提供を行っている。 また、2026年愛知・名古屋アジア競技大会に向けて、愛知セパタクロークラブ、アジア大会組織委員会と協力してイベント参加を積極的に行っている。 http://jstaf.jp/topics/topics.html ただし、NFが行うコンプライアンス強化に関する研修についての情報共有は十分に行われていないため、2026年3月までに、各地方組織及び学生連盟に対し、NFが行う予定のコンプライアンス研修やJOCからのガバナンス・コンプライアンスに関する情報提供について、情報共有を行うこととする。	